

千里浜 I C 周辺  
観光交流拠点づくり基本構想

平成 26 年 10 月 2 日

観光交流拠点づくり推進委員会



## 目 次

1 . 「観光交流拠点施設」整備の趣旨	1
2 . 「観光交流拠点施設」の制度概要	3
3 . 「観光交流拠点施設」のコンセプト	5
4 . 「観光交流拠点施設」の整備場所	6
5 . 「観光交流拠点施設」の機能	9
6 . 「観光交流拠点施設」の運営	17
7 . 「観光交流拠点施設」の事業化に向けての課題	17

## 資料編

1 . 「観光交流拠点施設」の管理運営手法について	参考 - 1
2 . 観光交流拠点づくり推進委員会設置要綱	参考 - 3
3 . 観光交流拠点づくり推進委員会検討経緯	参考 - 4
4 . 観光交流拠点づくり推進委員会 名簿	参考 - 5

# 1. 「観光交流拠点施設」整備の趣旨

## (1) 現状と課題

羽咋市は、能登半島の玄関口に位置し、千里浜海岸などの自然資源や気多大社・妙成寺など優れた歴史文化遺産、神子原米などの豊かな自然に育まれた農産物や特産品を有しています。

一方、能登半島の玄関口に位置しているという立地条件により、立ち寄り型の観光客が9割以上を占め、また、千里浜海岸や気多大社など一部の観光施設に集中するといった特徴があります。

このような中、国道159号、415号羽咋バイパスなどの交通網整備に合わせ、平成25年3月の「のと里山海道」無料化や来年3月14日の北陸新幹線金沢開業を追い風に、いかに市内の観光施設を有機的に連携させ、滞留滞在型の観光振興を図るのが地域の課題となっております。

## (2) 求められる取り組み

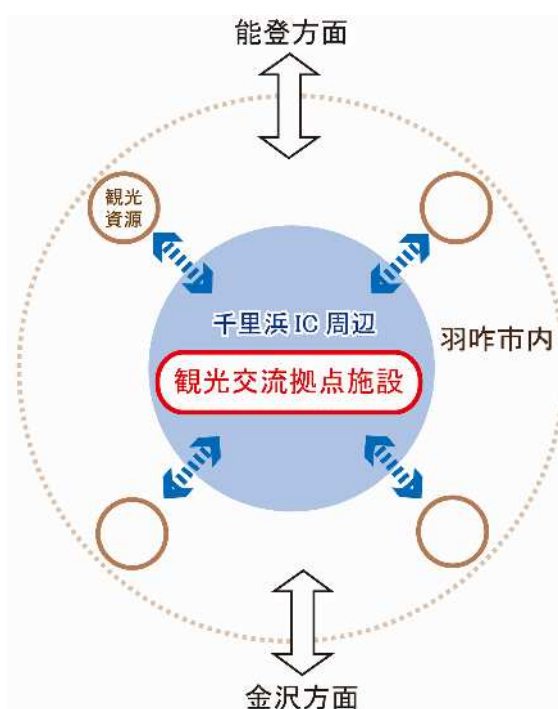
### 交流人口の拡大と市内への波及効果

このように、広域的交通網の整備が図られる中、のと里山海道千里浜インターチェンジ（以下、「千里浜IC」という。）周辺は、本市の広域的ネットワークを形成するうえで、交通の要衝としての機能を果たすべく重要なエリアであると言えます。

第5次羽咋市総合計画（平成23年3月）においても、千里浜IC周辺は、千里濱なぎさドライブウェイやユーフォリア千里浜などの観光資源が多く存在する観光・レクリエーション拠点として、これらの資源を活用しながら、市内外の人が集い魅力の向上を図る拠点として位置づけられています。

さらに、羽咋市観光振興ビジョン（平成23年3月）でも、当エリアにおける観光情報発信機能の強化とその拠点づくりの必要性が強調されております。

そこで、「観光交流拠点施設」の整備を進めるに当たっては、本市の観光・レクリエーション拠点と位置づけられている千里浜IC周辺の観光施設を面的に整備し、市内に点在する観光地とも有機的に連携することにより、さらなる交流人口の拡大と市全域への効果波及を図ることを目的とすることを求めます。

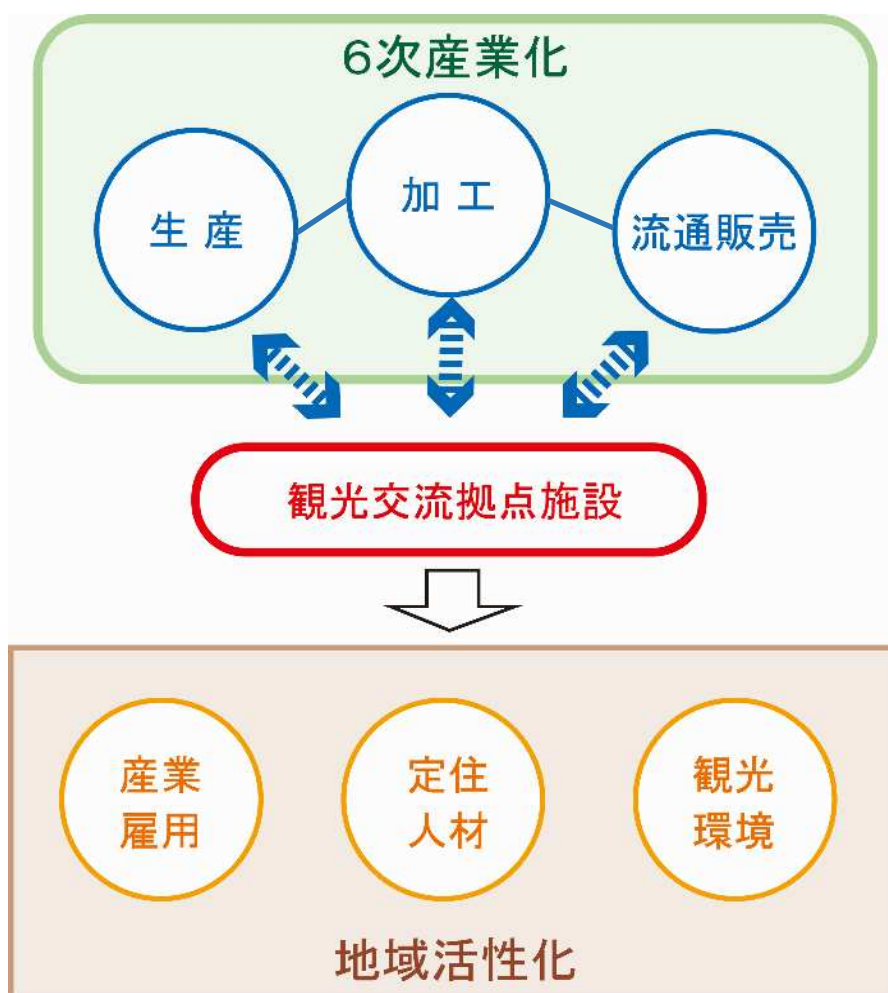


## 地域経済の活性化

さらに、第5次羽咋市総合計画では、「市民・行政・事業者などが互いに連携し、豊かな自然環境を次世代に継承していくとともに、将来の羽咋市を担う人びとを大切に育てていくこと」の重要性が述べられております。

そこで、当エリアでの「観光交流拠点施設」が果たすべきもう1つの機能として、単なる観光振興機能だけではなく、地域住民が連携し、地域の活力を生み出し、地域課題を解決に導くことができる拠点としての機能を発揮することを求めます。

農水産物の生産（収穫）から、加工、流通・販売を通じた6次産業化による農村再生と雇用創出による若者定住・人口減少対策、並びに、景観や環境保全型社会の形成、魅力ある地域づくりといった循環型社会を構築するとともに、地域経済の活性化を担う拠点となることを期待します。



## 2. 「観光交流拠点施設」の制度概要

本市に観光交流拠点施設を整備するに当たり、財政的な負担軽減を図るうえで、国の補助対象となりうる「道の駅」や「農水産物直売所等」に関する制度概要は以下のとおりです。

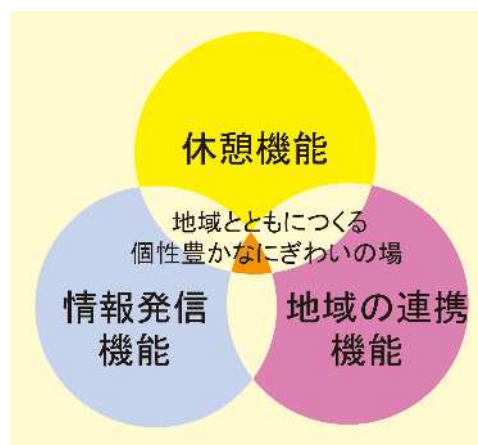
### (1) 国土交通省で定める「道の駅」とは？

長距離ドライブが増え、女性や高齢者のドライバーが増加する中で、道路交通の円滑な「ながれ」を支えるため、一般道路にも安心して自由に立ち寄り、利用できる快適な休憩のための「たまり」空間が求められています。

また、人々の価値観の多様化により、個性的でおもしろい空間が望まれており、これら休憩施設では、沿道地域の文化、歴史、名所、特産物などの情報を活用し多様で個性豊かなサービスを提供することができます。

さらに、これらの休憩施設が個性豊かなにぎわいのある空間となることにより、地域の核が形成され、活力ある地域づくりや道を介した地域連携が促進されるなどの効果も期待されます。

こうしたことを背景として、道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の方々のための「情報発信機能」、そして「道の駅」をきっかけに地域住民が協力しながら活力ある地域づくりを行うための「地域の連携機能」の3つの機能を併せ持つ休憩施設「道の駅」が誕生しました。



### (2) 「道の駅」の登録要件

#### 施設位置

休憩施設としての利用のしやすさ、「道の駅」相互の機能分担の観点から、適切な位置に設置（概ね 10km から 20km の間隔を目安とします）

#### 提供サービス

- ・ 駐車場、トイレ、電話は 24 時間利用可能であること
- ・ 原則として案内人を配置し、親切に情報を提供すること

#### 施設構成

- ・ 休憩目的の利用者が無料で利用できる十分な容量の駐車場を確保すること
- ・ 清潔なトイレを備えること
- ・ 道路や地域の情報を提供する施設を備えること
- ・ 様々な案内・サービス施設が備わっていること
- ・ 主要な歩行経路はバリアフリー化が図られていること

## 設置者

- ・市町村または市町村に代わり得る公的な団体であること
- ・なお、案内・サービス施設の管理または運営を市町村等以外のものが行う場合は、契約等により「道の駅」として必要なサービスが確保されるよう措置されていること

## 配慮事項

- ・女性、年少者、高齢者、障がい者等、様々な人の使いやすさに配慮すること
- ・景観に十分配慮し、地域の優れた景観を損なうことのない施設計画とすること

なお、「道の駅」は、平成 26 年 4 月現在、全国で 1,030 箇所、北陸三県には 50 箇所、石川県内には 23 箇所が登録されています。

資料：国土交通省 HP

## (3) 農林水産省が定める「農水産物直売所等」とは？

地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図るための計画を作成し、その実現に必要な施設のうち、地域間交流の拠点となる施設として位置づけられています。

### 【対象となる施設】

地域間交流拠点



都市住民の一時的・短期的滞在のための交流拠点

生産基盤及び施設



農林漁業の振興を図る生産基盤・生産施設

資料：農林水産省 HP

### 3. 観光交流拠点施設のコンセプト

整備の趣旨を踏まえ、本市における観光交流拠点施設のコンセプトを以下のように設定します。

## 人と自然が生み出す、魅力・活力・つながりの場の創出

### 羽咋の魅力発信

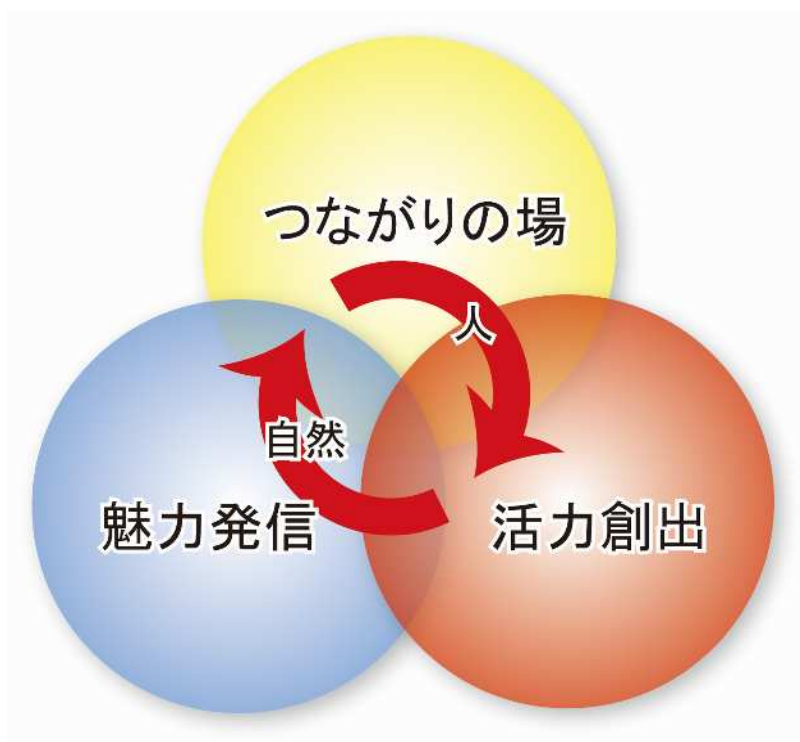
- 世界農業遺産の認定地として、環境保全と生物多様性の具現
- 風光明媚な景観を活かした、感動やアクティビティの体感
- 常に新鮮で魅力ある情報の発信

### 羽咋の活力創出

- 産業と雇用を創出し、安全安心で豊かな生活の創造
- 地元の素材と知恵を活用し、ここにしかない商品づくりへの取り組み
- 健康や癒しの享受と地域活力の増進

### 羽咋の「つながりの場」の創出

- 地域住民同士のつながり強化と意思の共有
- 地域住民と来訪者とのふれあい・交流促進





## 4 . 「観光交流拠点施設」の整備場所

### ( 1 ) 広域的検討

千里浜 I C 周辺は、のと里山海道沿いに位置するとともに、国道 249 号、国道 415 号などを結ぶ交通の結節点となっており、のと里山海道の無料化に伴い交通量が增大していることから、観光振興及び地域振興の中核を担うエリアとしての活用が期待されています。

また、能登半島及び羽咋市の玄関口であり、年間約 85 万人もの観光客が訪れる千里浜なぎさドライブウェイをはじめ、ユーフォリア千里浜、すぱーく羽咋などのレクリエーション施設のほか、温泉宿泊施設「ゆ華」や千里浜レストハウスが立地しています。

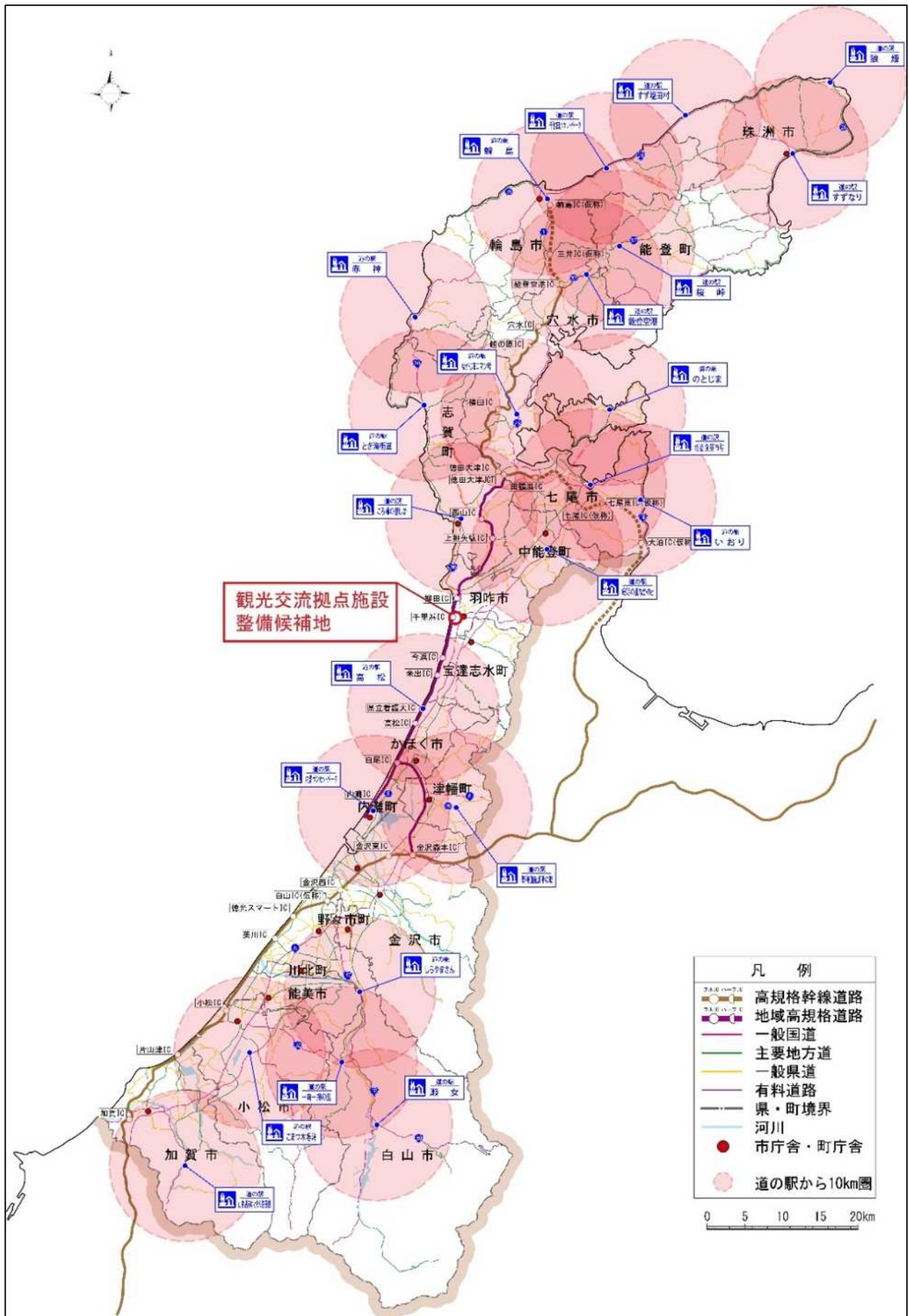
観光交流拠点施設整備に合わせ、これら施設間の回遊性を高める機能を付加し、より効果的に連携することで、当エリアの魅力向上が図られるとともに、市内各施設に関する情報を提供できる機会も増え、市内全域への波及効果も期待できるものと考えられることから、千里浜 I C 周辺が観光交流拠点施設整備に望ましい場所であると考えます。

### ( 2 ) 千里浜 I C 周辺における検討

以下の諸条件を総合的に判断したうえで、温泉宿泊施設「ゆ華」北側の用地（千里浜財産区所有、面積約 12,000 m<sup>2</sup>）が望ましいと考えます。

- ・一定規模の用地面積がある遊休地であること。  
（隣接の調整池を含めると約 19,000 m<sup>2</sup>）
- ・県道若部千里浜インター線の交通量（現状及び将来見込み）
- ・観光客、地域住民ともに利用しやすい場所
- ・「ゆ華」温泉の利活用（足湯など）
- ・災害時の避難施設としての機能

# 石川県内の道の駅設置場所



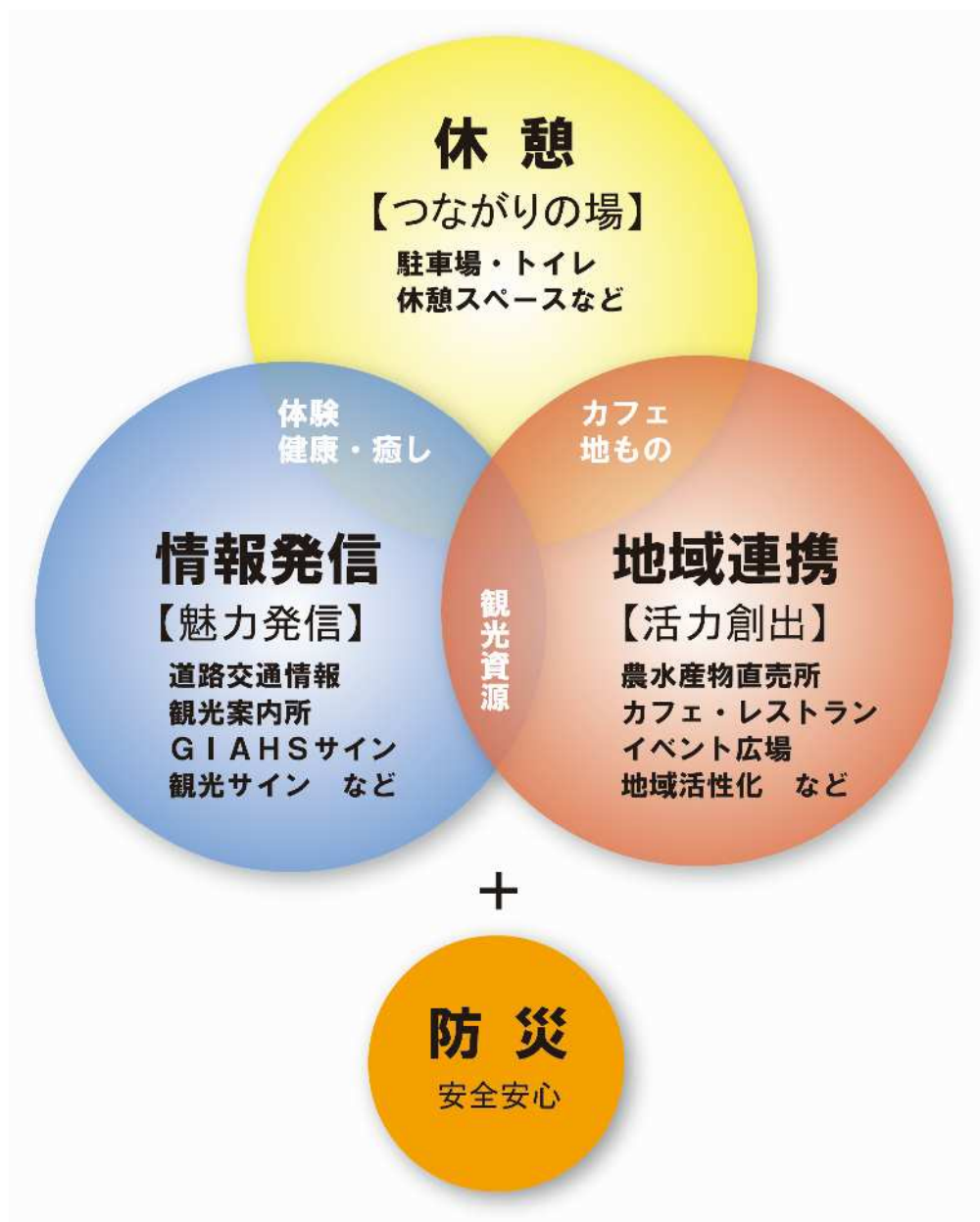
千里浜 I C 周辺現況及び候補地位置図





## 5 . 「観光交流拠点施設」の機能

観光交流拠点施設に求められる機能は、基本機能である「休憩」「情報発信」「地域連携」「防災」の4つの機能ですが、千里浜IC周辺に整備する観光交流拠点施設として、千里浜の自然や環境、健康といった、羽咋の豊かな自然や風土を活かし、地域の思いがこもった「羽咋らしさ」を具現化することが重要であると考えます。



## 1) 休憩【つながりの場】

利用者にとって、使いやすく、ゆったりくつろげる、心地よさを感じられる雰囲気  
を創出するとともに、地元とのつながりや交流を促す施設づくりが求められます。

また、恵まれた自然環境を活かして、自然と調和した施設づくりや、千里浜へ散策  
できるルートを設定することで、周辺施設と連携した魅力創出が必要と考えます。

### (1) 駐車場

駐車場は、駐車しやすい広さや出入りしやすい配置とすることが求められます。

また、大型バス、バイク、障がい者用の駐車スペースの確保や、EV充電設備の設  
置についても検討すべきと考えます。

さらに、雨天・積雪時の利用者への対応策も求められます。



広くて余裕のある駐車場（イメージ）



EV充電設備（イメージ）

### (2) トイレ

トイレは明るく清潔でゆったりとした配置とするとともに、各施設との動線にも  
配慮し、わかりやすい場所に設置すべきと考えます。

トイレの個数や機能についても、女性や高齢者、障がい者の利用に配慮するととも  
に、子供を置けるスペースや授乳・オムツ交換所を兼ねた専用スペースが必要である  
と考えます。



ゆったりとした空間のあるトイレ  
（イメージ）



明るく清潔なトイレ（イメージ）

### (3) 広場、その他

仮設駐車場やテント物産ブースとして活用できる広場を設け、観光イベントや能登半島のPR、砂像常設展示などを行えるよう要望します。

また、千里浜海岸を訪れた人のために、外で砂を落とす設備の設置など、きめ細かなサービスも必要であると考えます。



屋外物産市も開催（イメージ）



フリーマーケットなどのイベント  
（イメージ）

### (4) 施設の演出や機能強化

美しい千里浜の自然との調和

美しい千里浜の自然と周辺の雰囲気と調和したゆったりとくつろげるスペースを確保するとともに、景観を楽しむことができるレイアウトが望ましいと考えます。

印象に残る風景の創出

建物については、木造で落ち着きのあるデザインとするとともに、能登の上質なイメージが連想できるものが望ましいと考えます。



千里浜の松林に沈む夕日（イメージ）



木をふんだんに使った建物  
（イメージ）

### 健康・癒しへの配慮

観光交流拠点施設を起点に、利用者が周辺施設を回遊できるよう、千里浜海岸周辺には遊歩道や展望スペースを整備するとともに、能登海浜自転車道の利用者や海水浴客の立ち寄りにも配慮した機能も求められます。

隣接する温泉宿泊施設「ゆ華」の温泉を活用した足湯施設を設置することにより、地域住民にも広く利用される施設になるものと考えます。

### 体験・アクティビティ

観光交流拠点施設を特徴づける施設として、年間を通して砂像制作体験ができる広場の設置は、「羽咋らしさ」を特徴づけるうえでも必要であると考えます。

また羽咋市内の主要な観光施設のPRを兼ねたアクティビティの提供も求められます。

### 夜の魅力づくり

建物のライトアップなど効果的に演出を施し、夜間の施設利用を促す取り組みも求められます。

### その他

外国人などの利用者ニーズにも対応して、ATMや無線LAN(Wi-Fi)設備の設置についても検討する必要があると考えます。



足湯施設（イメージ）



砂像制作体験（イメージ）



## 2) 情報発信【魅力発信】

羽咋市・能登半島の玄関口としての立地条件を活かした、羽咋・能登の魅力発信のための施設として、観光情報・道路情報を中心とした情報発信が求められます。

### (1) 観光案内所(観光情報・道路情報)

#### 羽咋・能登の魅力発信

羽咋の文化遺産や伝統行事、自然環境などをはじめ、UFOなど羽咋の様々な情報に加え、能登の里山里海や多様な生物との共存といった世界農業遺産(GIAHS)に関する情報発信も必要と考えます。

#### 能登の玄関口としての魅力発信

能登半島の玄関口に位置する本市としては、能登半島を訪れる方々へ能登全域に関する情報提供を行うといったポータル機能を発揮することが求められます。

#### 道路情報・観光情報発信(他施設との連携による魅力発信)

観光案内人(観光ボランティア)の協力により、市内の観光施設や宿泊施設の案内に加え、観光客のニーズに応じた観光プランの紹介などが期待されます。

また、施設内に大型ディスプレイを配置して、渋滞情報などの道路情報に加え、観光施設情報や千里浜の夕日といった動画の配信などによる羽咋の魅力に関する情報を発信することが重要であると考えます。



能登の里山里海に飛来するトキ



情報発信施設(イメージ)

### (2) 案内サイン

のと里山海道や千里浜なぎさドライブウェイ、国道415号羽咋バイパス、249号、159号といった様々な方面から訪れる方々をスムーズに誘導できるよう、適切な位置に視認性の高い案内サインを配置する必要があると考えます。



### 3) 地域連携【活力創出】

羽咋市で生産・加工された産品などの販売や、地元農産物を用いた食の提供など6次産業化を推進し、羽咋市における活力創出の拠点としての機能を持たせることが重要です。

また、観光客だけでなく、地元住民にも愛される施設づくりを進めることで、観光客と地元住民との交流を促進するとともに、リピーターの確保が図られるものと考えます。

#### (1) 農水産物直売所等(地のものの提供)

農水産物直売所では、地元産直の米やはと麦、自然栽培による農産物をはじめ、新鮮な魚介類や岩ガキなどの海産物といった地のものの販売を中心に、地元業者と連携した農水産加工品の開発・販売、大社焼など名産品の販売など、「羽咋らしさ」にこだわった商品提供を行うべきと考えます。

また、自然環境や健康に関心のある人をターゲットにした食材などの販売も集客効果が期待できると考えます。



農水産物直売所(イメージ)



特産品等販売スペース(イメージ)

#### (2) カフェ・レストラン(地元食材を使用した飲食の提供)

訪れた人がゆったりくつろげ、長く滞在できるカフェ形式による飲食提供が効果的であると考えます。

能登の自然を感じられるような雰囲気づくりを心がけるとともに、羽咋の農水産物を活用したメニューの提供が求められます。

また、天気の良い日には、風を感じながら外で食事が楽しめるようなオープンスペースの設置も必要と考えます。



ゆったり滞在できるカフェ(イメージ)

### (3) 周辺との連携

市内の商店や観光施設と連携し、波及効果をもたらすような取り組みが必要であるとともに、他の道の駅とのネットワーク化を図り、相互による情報提供や商品提供、共同イベントの開催など、多彩な魅力の創出に努めることが必要と考えます。

## 4) 防災

東日本大震災以降、大規模災害時における復旧支援活動機能が重要視されていることを踏まえ、本市の観光交流拠点施設でも、災害時における各種防災機能の導入を検討する必要があります。

### 【防災設備のイメージ】

自衛隊等の復旧支援活動場所として提供  
救援物資の中継場所  
臨時避難所としての利用  
緊急輸送路災害情報の提供  
非常用発電設備  
飲料水の確保  
防災倉庫  
太陽光発電設備      など



非常用発電設備（イメージ）



復旧支援活動拠点（イメージ）



千里浜 I C 周辺資源活用構想図



## 6 . 「観光交流拠点施設」の運営

運営に当たっては、施設整備を行政が行い、施設の管理運営を民間に委託する、「公設民営」方式をベースに、収益を重視した運営が行われることを求めます。

また運営主体の選定については、地域団体との連携により今後具体的な検討を進めていく必要があります。

なお、運営には、「人」が重要であることから、羽咋への愛着や運営に意欲と能力のある人（駅長）による運営が求められます。

また、地元住民が関わることのできる環境づくりが必要であると考えます。

## 7 . 観光交流拠点施設の事業化に向けての課題

### ( 1 ) 施設整備に係る課題

関係者や関係機関との調整及び連携

スムーズなアクセス環境整備に向けた交通関係機関との協議

( 交通渋滞解消対策など )

西側既存調整池の活用と冠水対策

### ( 2 ) 運営に向けての課題

組織体制の構築及び駅長選任

収益性を確保した持続可能な運営

商品供給体制の構築（農産物、海産物、農産加工品の加工など）

初期投資を抑えながら、維持管理コストも抑えた効率の良い運営

観光客だけでなく、地元住民にも愛される（利用される）運営

おもてなしの心を持ち、リピーターの確保が図られる運営

人材育成（接客など従業員の教育、経営ノウハウ）

利用者ニーズを踏まえたマーケティング

## 【 資料編 】

## 1. 観光交流拠点施設の管理運営手法について

### (1) 運営手法について

- ・運営手法については、大きく行政による直営（公設公営）と、指定管理者制度による公設民営方式の2種類で占めています。
- ・ごく少数ですが、PFI方式による道の駅の整備・運営を行う事例も見られます。

方法	概要	メリット	デメリット	備考
公設公営 (直営)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政（市区町村）が自ら事業を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの信頼を得やすい。</li> <li>・採算を前提としないため、事業失敗により途中で事業を放棄する可能性が相対的に低い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率化や採算重視のインセンティブが働きにくく、結果として非効率的な運営となる可能性が高い。</li> <li>・担当者が頻繁に移動するため、専門能力が蓄積されにくい上、経営責任があいまいになる場合が多い。</li> </ul>	設置者の98.1%は市区町村で占められているが、行政による直営は15.7%と少ない*1
公設民営 (指定管理者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備は行政（市区町村）が行い、公共施設の管理運営を中期（3～5年）程度行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者による効率化やコスト削減、創意工夫が期待できる。</li> <li>・経営責任が指定管理者に移転するため、行政（地方公共団体）のリスクを低減できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者が途中で事業を失敗するケースも考えられ、地方公共団体が追加負担を行う可能性もある。</li> <li>・指定管理者側が採算を過剰に重視したり、事業経験が少ない場合、サービス水準が低下する可能性もある。</li> </ul>	全国の道の駅の8割以上が公設民営による運営 うち全国の道の駅の44.3%で指定管理者制度を導入*1
PFI方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の建設と管理運営を一括して民間事業者（SPC）が行う。</li> <li>・通常20～30年程度の長期契約を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者による効率化やコスト削減、創意工夫が期待できる。特に、施設の建設段階から民間事業者が参入するため、指定管理への委託よりもコスト削減効果が期待できる。</li> <li>・経営責任が民間事業者に移転するため、行政（地方公共団体）のリスクを低減できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PFI導入の準備に時間がかかり手続きが煩雑。</li> <li>・民間事業者の参入には経験と実績が必要で対応できる企業が限定される。</li> <li>・民間事業者にとって投資回収期間が一般的に長い。</li> <li>・民間事業者が途中で事業を失敗するケースも考えられ、地方公共団体が追加負担を行う可能性もある。</li> </ul>	道の駅ようか（兵庫県養父市） 道の駅いぶすき（鹿児島県指宿市） など（非常に少数） 函南道の駅（静岡県函南町、計画中） で導入を検討中

指定管理者には、民間企業のほかに、JA、商工会議所、第3セクターなど多様な事業主体が含まれます。（次頁参照）

\*1：国土交通省資料

出典：第三セクター再生への指針、堀場勇夫・望月正光編著、東洋経済新報社

(2) 運営主体について

- ・運営主体については、第3セクターや民間企業による運営のほか、NPO法人、その他（JA、商工会議所等）による運営が挙げられます。
- ・新しい経営手法として、LLC（合同会社）やLLP（有責任事業組合）の導入についても考えられます。

方法	概要	メリット	デメリット	道の駅での導入例
行政 (市区町村) 再掲	・行政(市区町村)が自ら事業を行う。	・住民からの信頼を得やすい。 ・採算を前提としないため、事業失敗により途中で事業を放棄する可能性が相対的に低い。	・効率化や採算重視のインセンティブが働きにくく、結果として非効率的な運営となる可能性が高い。 ・担当者が頻繁に移動するため、専門能力が蓄積されにくい上、経営責任があいまいになる場合が多い。	設置者の98.1%は市区町村で占められているが、行政による直営は15.7%と少ない*1
第3セクター 公益法人も含む	・地方公共団体とは独立した法人により事業を行う。 ・地方公共団体と民間事業者の資金面と組織面で融合する。 ・対象となる事業は幅広い。	・民間事業者の資金、ノウハウを活用できる。 ・異動の多い地方公共団体職員よりも、プロパー職員(正職員)の方が専門能力を身につけやすい。	・経営が失敗した場合でも経営責任があいまいになることが多い。 ・地方公共団体からの受託事業をほとんど再委託している場合、却って非効率と思われるケースもある。 ・事業を廃止するに当たってプロパー職員の処遇検討が必要となる。	運営主体全体の40%が第3セクターや公益法人*1
その他 (JA等)	JA、漁協、商工会議所、生産者組合など	組織が多岐にわたるため割愛	組織が多岐にわたるため割愛	運営主体全体の1割程度*2
NPO法人	・非営利組織ではあるが、民法法人より設立要件は緩やかといえる。 ・非営利組織のため剰余利益の分配は行わない。(次期以降の活動に充てられる)	・小規模でも設立できるため、機動的な業務執行を行いやすい。 ・公益事業は法人税等が非課税となる。 ・政府・自治体の認証を受けた法人であり、組織そのものや活動内容について信用を得やすい。	・収益事業については法人税等の優遇措置がない(法人税率は株式会社と同様)。 ・金融機関からの融資はあてにできない。 ・事務手続きが会社と比べて面倒である(書類作成や定款変更に手間暇がかかる)。	・道の駅とようら(北海道豊浦町) ・道の駅なんごう(宮崎県南郷町)など
民間企業	株式会社	・民間事業者の資金、ノウハウを活用しやすい。 ・利益が蓄積されると、配当の形で出資者に還元される。 ・利益獲得を目的とするため、収益拡大や効率化等のインセンティブが働きやすい。	・法人税等について優遇措置がない。 ・採算を過度に重視したり、事業経験が少ない場合、サービス水準が低下する可能性もある。	運営主体全体の2~3割が民間企業*2
	LLC (合同会社)	・人的資源の有効活用の観点から、合名会社・合資会社のような無限責任ではなく有限責任と運営の自治を兼ね備えた法人形態。(会社法で規定)	・社員(出資者)は有限責任であり、出資した金額以上は責任を負わなくても良い。 ・法人格を持つため、財産の所有や各種許認可の申請も法人名で申請・取得が可能。	・法人税等について優遇措置がない。
	LLP (有責任事業組合)	・人的資源の有効活用の観点から、有限責任と運営の自治を兼ね備えた組合組織。(LLP法で規定)	・組合員(出資者)は有限責任であり、出資した金額以上は責任を負わなくても良い。 ・組合であり法人格を持たないため、LLPの組織には法人税が課税されない。	・組合であり法人格はない。制度もまだ新しいため、LLPを知らない人が多い。 ・法人税はかからないが、逆に多くの利益が見込める場合は法人化した方が、節税効果が大きくなる。 ・法人格がないので株式会社への組織変更ができない。(株式会社にする場合には、いったんLLPを解散する必要有)

\*1: 国土交通省資料

\*2: 「道の駅」を核とした地域活性化調査報告書、財団法人地域活性化センター、H24.3

出典: 第三セクター再生への指針、堀場勇夫・望月正光編著、東洋経済新報社  
LLC・LLPの制度・会計・税務、中島祐二著、中央経済社

## 2. 観光交流拠点づくり推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 のと里山海道千里浜インターチェンジ周辺における観光交流拠点整備及び情報発信機能強化を図り、本市における交流人口の拡大や地域経済の活性化に資するための基本構想を策定するため、観光交流拠点づくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 委員会の任務は、次に掲げる事項を審議し、市長に意見等を提言する。

- (1) 千里浜インターチェンジ周辺整備に関すること。
- (2) 「道の駅」構想に関すること。
- (3) 市内観光関連施設への波及効果促進に関すること。
- (4) その他観光振興に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は委員10人程度をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 公募による委員
- (3) その他、市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

4 必要に応じ、委員会に助言者を置くことができる。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、委員の半数以上の者から具体的な事案を示して招集の請求があったときは、委員会を招集しなければならない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、商工観光課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。



### 3. 観光交流拠点づくり推進委員会 検討経緯

第1回	6月2日(月)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各委員による自己紹介</li> <li>2 委員会組織について(委員長、副委員長の選任)</li> <li>3 全体スケジュール(案)について</li> <li>4 観光交流拠点づくりに関する概要説明</li> <li>5 アドバイザーからの講義及び質疑応答</li> <li>6 先進地視察研修先について</li> </ol>
第2回	6月26日(木)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 先進地視察研修の実施 岐阜県郡上市内の道の駅3か所 道の駅 白鳥 道の駅 古今伝授の里やまと 道の駅 明宝 各道の駅における診断表を記入 各委員から振り返りシートを提出</li> </ol>
第3回	7月17日(木)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 先進地視察研修の振り返り 振り返りシートをもとに協議</li> <li>2 観光交流拠点施設の配置方針について</li> <li>3 観光交流拠点施設のコンセプトについて</li> </ol>
交通量調査実施 「7/31(木)、8/3(日)」		ゆ華前などの交通量を時間区分毎に調査
第4回	8月6日(水)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 観光交流拠点施設の場所選定について (交通量調査結果を報告)</li> <li>2 観光交流拠点施設整備に係る各施設の機能について</li> </ol>
第5回	8月20日(水)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 観光交流拠点施設整備に係る各施設の機能について</li> <li>2 観光交流拠点施設の管理運営手法について</li> </ol>
第6回	9月22日(月)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 千里浜IC周辺観光交流活性化基本構想(案)</li> </ol>

#### 4. 観光交流拠点づくり推進委員会 名簿

##### 【委員】

氏名	所属・職名	備考
林 一夫	羽咋市商工会副会長	委員長
川井 康子	観光ボランティアガイドこんちま羽咋副会長	副委員長
清水 篤郎	羽咋市観光協会宿泊委員会委員長	
栗木 政明	J Aはくいのと里山塾課長	
中田 昌宏	羽咋青年会議所事務局長	
松村 克行	羽咋市町会長連合会理事	
金田 純一	千里浜財産区管理会会長	
淡路 幸子	能越ケーブルネット(株)	
浅野 由美子	公募委員	
西東 恒信	公募委員	

##### 【アドバイザー】

氏名	所属
濱 博一	(株)アスリック代表取締役

##### 【オブザーバー】

氏名	所属
藤本 康司	石川県土木部道路建設課担当課長
浅村 精一	石川県中能登土木総合事務所次長

##### 【事務局】

氏名	所属
備後 克則	企画財政課長(はくい再生推進室長)
川口 哲治	商工観光課長
山本 裕一	商工観光課長補佐
松田 義人	商工観光課係長
木村 貴志	地域整備課技師